

第58号議案

芦屋市手数料条例及び芦屋市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市手数料条例及び芦屋市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成28年9月5日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

個人番号カードを使用してコンビニエンスストア等の多機能端末機により、住民票の写しや印鑑登録証明書等の交付を行うことに伴い、手数料の額及び印鑑登録証明書の交付に係る手続を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市手数料条例及び芦屋市印鑑条例の一部を改正する条例

(芦屋市手数料条例の一部改正)

第1条 芦屋市手数料条例（平成12年芦屋市条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(多機能端末機による証明書等に係る交付の特例)

4 当分の間、多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して、本市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機であって、利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書等を交付する機能を有するものをいう。）を利用することにより交付の申請があった市民税・県民税課税証明書、住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票の写し及び印鑑登録証明書に係る交付手数料については、別表 1 総務関係の表番号1の項並びに別表 2 民生関係の表番号2の項、4の項及び7の項中「300円」とあるのは「200円」とし、戸籍の記録事項証明書に係る交付手数料については、同表番号13の項中「450円」とあるのは「350円」とする。

別表 2 民生関係の表番号7の項中「第14条第1項」を「第14条第2項又は第3項」に改める。

(芦屋市印鑑条例の一部改正)

第2条 芦屋市印鑑条例（昭和50年芦屋市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「の各号」及び第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第2項中「前項各号」を「前項」に改め、「以下同じ。」を削る。

第14条に次の1項を加える。

- 3 前2項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）が記録された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）を使用して多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して、本市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機であつて、利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書を交付する機能を有するものをいう。）を利用することにより証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

第15条第1項中「印鑑の登録を受けている者」を「印鑑登録者」に改め、「の写し（印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置（これに準ずる方法により一定の画像を正確に読み取ることができる機器を含む。）により読み取つて磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。）」、「の各号」及び第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第3項を削る。

第16条第1号及び第2号中「がないとき」の次に「（第14条第3項の規定による申請を除く。）」を加える。

第19条中「及び第12条第1項」を削る。

## 附 則

この条例は、平成28年12月1日から施行する。

芦屋市手数料条例及び芦屋市印鑑条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

個人番号カードを使用してコンビニエンスストア等の多機能端末機により，住民票の写しや印鑑登録証明書等の交付を行うことに伴い，手数料の額及び印鑑登録証明書の交付に係る手続を定めるため，この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 芦屋市手数料条例の一部改正（第1条関係）

ア 当分の間，多機能端末機を利用することによる証明書等の交付手数料については，次のとおりとする。（附則第4項）

名 称	手数料（1通につき）	
	改正案	参 考
	多機能端末機による交付	窓口での交付
市民税・県民税課税証明書	200円	300円
住民票の写し		
住民票記載事項証明書		
戸籍の附票の写し		
印鑑登録証明書	350円	450円
戸籍の記録事項証明書		

イ その他規定の整理

(2) 芦屋市印鑑条例の一部改正（第2条関係）

ア 印鑑登録原票

(ア) 登録事項から「男女の別」を除くこととする。（第6条）

(イ) 次に掲げる登録事項に加え，印影についても磁気ディスクをもって調製することができることとする。（第6条）

a 登録番号

b 登録年月日

- c 氏名（外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称）
- d 出生の年月日
- e 住所
- f 非漢字圏の外国人住民の住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記

#### イ 印鑑登録証明書

- (ア) 印鑑の登録を受けている者は、個人番号カードを使用して多機能端末機を利用することにより印鑑登録証明書（以下「証明書」という。）の交付を申請し、その交付を受けることができることとする。（第14条）
- (イ) 記載事項から「男女の別」を除くこととする。（第15条）
- (ウ) 災害その他の理由により証明書を作成することができない場合において、印鑑登録原票に登録されている印影との照合による提示された印鑑についての証明は、行わないこととする。（第15条）

#### ウ その他所要の規定の整備

### 3 施行期日

平成28年12月1日

## 参 照 2

### 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律抜粋

(利用者証明用電子証明書の発行)

第22条 住民基本台帳に記録されている者は、住所地市町村長を経由して、機構に対し、自己に係る利用者証明用電子証明書（利用者証明利用者検証符号が当該利用者証明利用者のものであることを証明するために作成される電磁的記録をいう。以下同じ。）の発行の申請をすることができる。

(第2項から第8項まで省略)

### 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律抜粋

(定義)

第2条 (第1項省略)

(第2項から第6項まで省略)

7 この法律において「個人番号カード」とは、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他政令で定める事項が記載され、本人の写真が表示され、かつ、これらの事項その他総務省令で定める事項（以下「カード記録事項」という。）が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。第18条において同じ。）により記録されたカードであって、この法律又はこの法律に基づく命令で定めるところによりカード記録事項を閲覧し、又は改変する権限を有する者以外の者による閲覧又は改変を防止するために必要なものとして総務省令で定める措置が講じられたものをいう。

(第8項から第15項まで省略)